

条例施行後の条例の周知・意見交換等の取組状況

平成 25 年 4 月 1 日の条例施行後、積極的な条例の周知を行い、普及啓発を図るとともに、中小企業者や関係者の皆さんの声を施策に反映させるため、次のような取組を行ってきた。

1. 条例の周知

- ・商工観光労働行政施策説明会（4 月）
- ・年度当初にすべての商工会議所、商工会を訪問し、周知（計 29 団体）
- ・各商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等の総会、説明会等における周知（計 32 回）

2. 団体や地域に出向いての意見交換会

- ・関係団体等に広く呼びかけ、団体等の会合に出席して条例や平成 25 年度の実施計画について説明し、意見交換を行っている。
- ・また、県内 7 ブロックごとに「地域における経済・雇用情勢に関する意見交換会」を開催し、商工会議所、商工会、市町、職業安定所との意見交換を行っている。これらの意見交換会に際し、アンケートを配布し、県の施策の方向性等について、様々なご意見を頂戴している。

（これまでの実績）

- (1) 団体等の会合における意見交換 計 10 回実施
- (2) 地域における経済・雇用情勢等の意見交換会（7 回）
東近江地域（7 月 9 日）、湖北地域（7 月 12 日）、湖東地域（7 月 16 日）
南部地域（7 月 19 日）、高島地域（7 月 23 日）、甲賀地域（7 月 26 日）
大津地域（8 月 5 日）
- (3) 制度融資についての商工会議所・商工会との地域別意見交換会（7 回）

3. 職員による企業訪問の実施

条例制定前から取り組んできた職員による企業訪問を条例施行後も継続して行うこととし、条例のパンフレット等を持参し、条例の普及啓発に取り組むとともに、「企業の抱える課題」、「県の施策への提案」等について、中小企業者等の声を聴く取組を始めている。

（7 月末までの実績） 延べ 166 社を訪問